

消費者契約法41条1項に基づく事前請求書

令和4年2月10日

東京都新宿区西新宿三丁目6番17号
株式会社GRACE
代表取締役 江頭 竜輔 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
TEL：086-230-1316
FAX：086-230-6880
HP：<https://okayama-con.net/>

前略

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為・不当条項の使用の中止の申し入れや、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください）。

さて、貴社が販売する「麴の贅沢生酵素」、「FLORA FURORA」等の健康食品を、「定期的に商品をお届けする」という「定期コース」により購入したことがあるという消費者から、定期コースを既に解約し、かつ、本件商品等の代金について未納がないにもかかわらず、法律事務所から本件商品等の代金の請求書が送付される、という情報が当法人に複数提供されました。

これを受け当法人が消費者契約法40条1項の規定に基づき独立行政法人国民生活センターに情報提供を求めて、調査致しましたところ、貴社の本件商品等に関して、全国各地の消費生活センターに同様の相談事例が多数寄せられていることが判明しました。

したがって、当法人は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条1項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご注意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所)

岡山地方裁判所

第1 請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、本件商品等の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求しないようにしてください。
- 2 貴社は、貴社の代理人に対して、本件商品等の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求しないように指示をしてください。
- 3 貴社は、本件商品等の代金未納がない消費者に対して、本件商品等の代金を請求しているときは、当該消費者に対して、当該請求が誤りである旨を通知してください。

第2 紛争の要点

1 貴社に対する苦情事例

(1) 貴社は、「麴の贅沢生酵素」、「FLORA FURORA」等(以下、「本件商品等」という)の健康食品を、「定期的に商品をお届けする」という「定期コース」により販売していました。

(2) 定期コースにより本件商品等を購入した消費者が、定期コースを解約し、解約以前に発生した本件商品等の代金を全て支払っているにもかかわらず、貴社又は貴社の代理人と称する弁護士から、本件商品等の代金を請求する旨の通知(郵便又はメール)がなされる事例が多数発生しています。

なお、当該通知には、支払いがない場合、「訴訟」、「支払督促」、「民事訴訟」等の「法的措置」をとると記載されているものもあります。

(3) 上記請求を受けた消費者の中には、「支払済みの証拠もあり納得できない」とその請求の不当性を主張する者もありますが、一部には「支払わなければならないか」と思い悩む者、「もめるなら払っても構わないが、どうしたらよいか」、「本当に未払いなのだろうか。時間が経っているのをいいことに、不当な請求を続けているのではないかと不審・・・」と相談している者もあります。

2 消費者契約法4条1項

ところで、消費者契約法4条は、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、当該消費者に対して、重要事項について事実と異なることを告げたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる旨を規定しています(消費者契約法4条1項1号)。また、消費者契約法5条2項は、事業者の代理人は、消費者契約法1項から第4項までの規定の適用については、事業者とみなす旨規定しています。

これを上記の相談事例に照らして検討すると、商品代金の未納部分がないにもかかわらず、未納の商品代金があるという重要事項について事実と異なることを貴社（事業者）ないし貴社代理人が、顧客（消費者）に告げたことにより、その告げられた内容が事実であると貴社顧客（消費者）が誤認をして、今後の未納代金の支払について貴社ないし貴社代理人の勧誘により債務弁済契約や和解契約（これらも顧客が消費者である場合には「消費者契約」に該当します。）が締結されているか、少なくとも締結されるおそれがある状態であると考えられます。

3 差止請求権

消費者契約法12条1項は、適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人が、消費者契約の締結について勧誘するに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第4条第1項から第4項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる旨を規定しています。

また、同条2項では、適格消費者団体は、事業者の代理人が第4条第1項から第4項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者に対して、その事業者の代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる旨規定しています。

なお、この「おそれがあるとき」とは、現実に差止請求権の対象となる不当な行為がされていることまでは必要でなく、不当な行為がなされる蓋然性が客観的に存在している場合をいう、とされています（消費者庁逐条解説）。

したがって、適格消費者団体である当法人は、貴社に対して、貴社及びその代理人から、消費者に対して、前記1（2）の請求がなされることのないように、その行為の差止等を求めることができます。

第3 結語

したがって、当法人は本書面により、貴社に対し、消費者契約法12条の規定に基づき、請求の要旨記載のとおり請求します。

以上